

# 日 本

## 目 次

1. 侵害対策関連法令	1
2. 侵害対策関係機関	2
3. 侵害の定義	4
4. 侵害発見から解決までのフロー	12
5. 侵害に対する救済手段	16
6. その他関係団体	22

## 1. 侵害対策関連法令

- 1.1 特許法 (Patent Act)
- 1.2 実用新案法 (Utility Model Act)
- 1.3 意匠法 (Design Act)
- 1.4 商標法 (Trademark Act)
- 1.5 不正競争防止法 (Unfair Competition Prevention Act)
- 1.6 著作権法 (Copyright Act)
- 1.7 映画の盗撮の防止に関する法律 (Act on Prevention of Unauthorized Recording of Films)
- 1.8 半導体集積回路の回路配置に関する法律 (Act on the Circuit Layout of a Semiconductor Integrated Circuits)
- 1.9 種苗法 (Plant Variety Protection and Seed Act)
- 1.10 商法 (Commercial Code)
  - 第1編 総則 第4章 商号
- 1.11 会社法 (Companies Act)
  - 第1編 総則 第2章 会社の商号
- 1.12 関税法 (Customs Act)
  - 第6章 通関 第4節 輸出又は輸入してはならない貨物
- 1.13 仲裁法 (Arbitration Act)
- 1.14 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 (Act on Promotion of Use of Alternative Dispute Resolution)
- 1.15 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (Act on the Limitation of Liability for Damages of Specified Telecommunications Service Providers and the Right to Demand Disclosure of

## Identification Information of the Senders)

### 2. 侵害対策関係機関

#### 2.1 特許庁 (Japan Patent Office)

住所：〒100-8915 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号

電話：03-3581-1101

Website：<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

[産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の出願・登録など]

#### 2.2 文化庁 (The Agency for Cultural Affairs)

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 2 号

電話：03-5253-4111

Website：<http://www.bunka.go.jp/>

(著作権に関するページ)

Website：<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html>

[著作権の登録など]

#### 2.3 経済産業省 (Ministry of Economy, Trade and Industry)

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

電話：03-3501-1511

Website：<http://www.meti.go.jp/index.html>

(知的財産政策・不正競争防止に関するページ)

Website：<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/>

[不正競争防止法の紹介など]

#### 2.4 農林水産省 (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries)

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号

電話：03-3502-8111

Website：<http://www.maff.go.jp/>

(知的財産・地域ブランド情報に関するページ)

Website：<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/index.html>

(種苗法に関するページ)

Website：<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>

[地域ブランド、品種登録など]

## 2.5 財務省関税局／税関 (Japan Customs)

住所：〒100-8940 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

電話：03-3581-4111

Website：<http://www.customs.go.jp/>

(知的財産権に関するページ)

Website：<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm>

(東京税関)

住所：〒135-8615 東京都江東区青海2丁目7番11号 東京港湾合同庁舎3階

電話：03-3599-6369

Website：<http://www.customs.go.jp/tokyo/>

[知的財産権に基づく水際取締り]

## 2.6 警察庁 (National Police Agency)

住所：〒100-8974 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

電話：03-3581-0141

Website：<http://www.npa.go.jp/>

[偽ブランド品・海賊版の取締り]

## 2.7 警視庁 (Metropolitan Police Department)

住所：〒100-8929 東京都千代田区霞が関2丁目1番1号

電話：03-3581-4321

Website：<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>

[東京都内の犯罪相談一般]

## 2.8 裁判所 (Courts)

Website：<http://www.courts.go.jp/>

(知的財産高等裁判所)

住所：〒100-8933 東京都千代田区霞が関1丁目1番4号裁判所合同庁舎17階

電話：03-3581-1710

Website：<http://www.ip.courts.go.jp/index.html>

(東京地方裁判所)

住所：〒100-8920 東京都千代田区霞が関1丁目1番4号

電話：03-3581-5411

[訴訟・調停手続など]

## 2.9 日本知的財産仲裁センター (Japan Intellectual Property Arbitration Center)

住所：〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 3 丁目 4 番 2 号 弁理士会館内  
電話：03-3500-3793

Website：<http://www.ip-adr.gr.jp/>

[知的財産に関する紛争の調停・仲裁など]

#### 2.10 日本弁護士連合会 (Japan Federation of Bar Associations)

住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 3 号  
電話：03-3580-9841

Website：<http://www.nichibenren.or.jp/>

[弁護士に関する相談]

#### 2.11 日本弁理士会 (Japan Patent Attorneys Association)

住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 6 東京倶楽部ビルディング 14 階  
電話：03-3581-1211

Website：<http://www.jpaa.or.jp/>

[弁理士に関する相談]

#### 2.12 日本司法支援センター (法テラス) (Japan Legal Support Center)

住所：〒164-8721 東京都中野区本町 1 丁目 32 番 2 号 ハーモニータワー 8 階  
電話：0570-078374

Website：<http://www.houterasu.or.jp/>

[法律相談一般]

#### 2.13 東京都知的財産総合センター (Tokyo Metropolitan Government Intellectual Property Center)

住所：〒110-0016 東京都台東区台東 1 丁目 3 番 5 号 反町商事ビル 1 階  
電話：03-3832-3656

Website：<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/index.html>

[知的財産権に関する相談]

### 3. 侵害の定義

#### 3.1 知的財産権の成立

知的財産権侵害が成立する前提として、その知的財産権が権利者の権利として成立していることが必要である。知的財産権には、その成立に登録を要するものと、

登録を必要としないものがある。

登録を要する知的財産権としては、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権などがある。このうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権は、産業財産権（工業所有権）とも呼ばれ、特許庁に備えられた原簿（特許原簿など）に登録されることにより権利が発生する。また、回路配置利用権は財団法人ソフトウェア情報センターが登録業務を行っている回路配置原簿に登録されることにより、育成者権は農林水産省に備えられた品種登録簿に登録されることにより、それぞれ権利が発生する。

一方、著作者人格権、著作権、著作隣接権は、著作物の創作あるいは実演などを行うことにより権利が発生する。なお、権利を移転する際などに権利関係を明確化できるよう、文化庁（プログラムの著作物に関する著作権については財団法人ソフトウェア情報センター）に備えられた著作権登録原簿に登録することが可能であるが、これは権利の発生や移転のための要件ではない。

なお、不正競争防止法については、他の知的財産権法とは異なり、権利者が独占排他的な権利を持つとはされていないが、不正競争によって営業上の利益を侵害されたり、あるいは侵害されるおそれがある場合には、その侵害行為の停止や予防の請求、さらに損害賠償の請求をすることができる。

## 3.2 特許法

### 3.2.1 侵害

特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する（特許法 68 条本文）。

ここで、「業として」とは、個人的・家庭的な行為を除くという意味に解されている。また、特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定められる（特許法 70 条 1 項）。また、特許法は発明の「実施」について、

- ① 物（プログラム等を含む）の発明の場合：その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には電気通信回線を通じた提供を含む）、輸出、輸入、譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む）
- ② 方法の発明の場合：その方法の使用
- ③ 物を生産する方法の発明の場合：その方法の使用のほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出、輸入、譲渡等の申出

と定義している（特許法 2 条 3 項）。

従って、個人的・家庭的になされる行為を除き、特許請求の範囲に記載された発明について生産・使用・輸入など前記の「実施」に該当する行為を無許諾で行うことは、原則として特許権侵害となる。

なお、特許請求の範囲に記載された文言と異なる部分があつて、一定の要件を満たす場合には、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして特許発明の技

術的範囲に属するとされることがある（均等侵害）。

### 3.2.2 侵害とみなされる場合

前述の通り、特許発明の技術的範囲に属する発明を業として実施する行為は特許権侵害となるが、特許発明の技術的範囲に属する発明の実施行為でなくとも、それにつながる蓋然性の高い一定の予備的・幫助的な行為もまた特許権侵害とみなされることがある。これを間接侵害という。

間接侵害となる行為は特許法 101 条に列挙されており、例えば、特許が物の発明についてされている場合に、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等、輸入、譲渡等の申出をする行為は間接侵害となる。間接侵害も特許権侵害の一態様であり、民事上、通常の侵害と変わらない扱いを受ける。

### 3.2.3 侵害とならない場合

例えば以下のような場合には、特許発明の技術的範囲に属する発明を業として実施しても特許権侵害にならない。

- ① 試験又は研究のために実施する場合（特許法 69 条 1 項）
- ② 権利者とは別に独自に発明を行い、かつ、権利者が出願した時に特許発明の実施である事業又はその準備をしていたなどの一定の要件を満たす場合（先使用权という。特許法 79 条）
- ③ 特許権に無効理由がある場合（特許法 104 条の 3）
- ④ 特許権者又は特許権者から許諾を受けた実施権者が譲渡した製品を使用したり譲渡したりする場合（キヤノンインクタンク事件最高裁判決）
- ⑤ 特許権者が譲受人との間で販売先・使用地域から日本を除外する旨を合意したなどの一定の要件を満たす場合を除き、外国で特許権者又はこれと同視し得る者が譲渡した製品を輸入したり国内で使用したりする場合（ペーペーエス事件最高裁判決）

## 3.3 実用新案法

実用新案権の侵害は、特許権の侵害と同様に考えてよい。但し、実用新案権の対象となるのは、物品の形状、構造又は組合せに係る考案のみであり、方法の考案は対象とならない（実用新案法 3 条 1 項）。

なお、実用新案権に基づき権利行使を行う場合には、予め実用新案技術評価書を提示して警告しなければならない（実用新案法 29 条の 2）。実用新案技術評価書は、所定の手数料を支払うことで、誰でも特許庁長官に請求することが可能である（実用新案法 12 条 1 項）。

## 3.4 意匠法

意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有

する（意匠法 23 条本文）。

登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面等に記載された意匠に基づいて定められる（意匠法 24 条 1 項）。また、登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいてなされる（同条 2 項）。

意匠法は、意匠の「実施」について、意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出、輸入、譲渡又は貸渡しの申出（譲渡・貸渡しのための展示を含む）と定義している（意匠法 2 条 3 項）。

従って、業として登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造や販売などを無許諾で行う行為は、原則として意匠権侵害となる。なお、意匠権についても間接侵害が成立し得る（意匠法 38 条）。

### 3.5 商標法

商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する（商標法 25 条本文）。

指定商品・指定役務の範囲は願書の記載に基づいて定められる。また、登録商標の範囲は願書に記載した商標に基づいて定められる（商標法 27 条）。

商標法は、標章（商標もこれに含まれる）の「使用」について、

- ① 商品又は商品の包装に標章を付する行為
- ② 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡、輸入などする行為
- ③ 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付する行為
- ④ 電磁的方法により行う映像面を介した役務の提供に当たり、その映像面に標章を表示して役務を提供する行為
- ⑤ 商品・役務に関する広告、価格表、取引書類に標章を付して展示、頒布などする行為

などを列挙している（商標法 2 条 3 項）。

このように、指定商品・指定役務について登録商標を使用する行為は商標権侵害となるが、さらに、指定商品・指定役務について登録商標に類似した商標を使用したり、指定商品・指定役務に類似する商品・役務について登録商標又はこれに類似する商標を使用する行為も商標権侵害とみなされる（間接侵害。商標法 37 条 1 号・2 号）。指定商品又はこれに類似する商品であって、その商品又はその包装に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを、譲渡・引渡し・輸出のために所持する行為などについても、同様に商標権侵害とみなされる（同条 2 号以下）。

また、①自己の肖像・氏名・名称などを普通に用いられる方法で表示した商標、②指定商品又はこれに類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効

能、用途、数量、形状、価格、生産・使用の方法・時期などを普通に用いられる方法で表示する商標、③指定商品・指定役務又はこれらに類似する商品・役務について慣用されている商標などには、商標権の効力は及ばない（商標法 26 条 1 項）。また、真正商品の並行輸入についても、一定の要件が満たされる場合には商標権侵害にならないとされている（フレッドペリー事件最高裁判決）。

なお、商標権者自身が登録商標を使用していることは、権利行使の要件ではない。しかし、一定期間にわたって商標権者が登録商標を使用していない場合、不使用取消審判によって商標権が取り消される可能性がある（商標法 50 条）。

### 3.6 不正競争防止法

不正競争防止法は、2 条 1 項 1 号～15 号において「不正競争」となる行為を定義している。その主なものとしては、

- ① 他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器・包装その他の商品又は営業を表示するものをいう）として需要者の間に広く認識されているものと同一又は類似の商品等表示を使用し、あるいはその商品等表示を使用した商品を譲渡、輸入するなどして、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為（1 号）
- ② 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一又は類似のものを使用し、あるいはその商品等表示を使用した商品を譲渡、輸入などする行為（2 号）
- ③ 他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く）を模倣した商品を譲渡、輸入などする行為（3 号）。但し、国内での最初の販売日から 3 年間に限る（不正競争防止法 19 条 1 項 5 号）。
- ④ 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為、あるいはそのようにして取得した営業秘密を使用、開示する行為（4 号）
- ⑤ 不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう）と同一又は類似のドメイン名を使用する権利を取得又は保有し、あるいはそのドメイン名を使用する行為（12 号）
- ⑥ 商品やその広告・取引書類等に、その商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途・数量などについて誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡、輸入などする行為（13 号）
- ⑦ 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知したり、あるいは流布する行為（14 号）

がある。

そして、不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれのあ



る者は、侵害の停止・予防の請求や損害賠償の請求ができる（不正競争防止法 3 条）。

### 3.7 著作権法

#### 3.7.1 著作者人格権・著作権

著作権法は、著作者の権利として著作者人格権と著作権を定めている。

著作者人格権は、①未公表の著作物を公衆に提供・提示する権利（公表権）、②著作物の原作品に、あるいは著作物の公衆への提供・提示に際して、実名・変名を表示／非表示する権利（氏名表示権）、③著作物とその題号の同一性を保持し、意に反して変更・切除・その他の改変を受けない権利（同一性保持権）からなる（著作権法 18～20 条）。著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することはできない（著作権法 59 条）。

一方、著作権は譲渡可能な権利であり、具体的には以下の権利からなる（著作権法 21～27 条）。

- ① 著作物を複製する権利（複製権）
- ② 著作物を公に上演、又は演奏する権利（上演権、演奏権）
- ③ 著作物を公に上映する権利（上映権）
- ④ 著作物について公衆送信（自動公衆送信の場合には送信可能化を含む）を行う権利、及び公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利（公衆送信権等）
- ⑤ 言語の著作物を公に口述する権利（口述権）
- ⑥ 美術の著作物又は未発行の写真の著作物を原作品により公に展示する権利（展示権）
- ⑦ 映画の著作物をその複製物により頒布する権利、及び映画の著作物において複製されているその著作物を映画の著作物の複製物により頒布する権利（頒布権）
- ⑧ 映画以外の著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利（譲渡権）
- ⑨ 映画以外の著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利（貸与権）
- ⑩ 著作物を翻訳、編曲、変形、脚色、映画化、その他翻案する権利（翻訳権、翻案権等）

また、二次的著作物の原著作物の著作者は、その二次的著作物の利用に関して、二次的著作物の著作者が有するものと同一種類の著作権を有する（著作権法 28 条）。

従って、無許諾で上記権利に抵触する行為を行えば著作権などの侵害となる。さらに、国内において頒布する目的で、輸入の時に国内で作成したとしたならば著作権などの侵害となるべき行為によって作成された物を輸入する行為や、著作権などを侵害する行為によって作成された物を情を知って頒布したり頒布の目的で

所持したりする行為なども、著作権などを侵害する行為とみなされる（著作権法 113 条）。

なお、例えば以下のような場合には著作権侵害とならない。

- ① 著作物を、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（私的使用）を目的として、その使用者が複製する場合（著作権法 30 条 1 項）。但し、公衆による使用のための自動複製機器を用いて複製する場合や、技術的保護手段の回避により可能となる複製をそれと知りながら行う場合、あるいは著作権侵害の自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音・録画をそれと知りながら行う場合には複製権侵害となる。また、日本国内で上映されてから 8 ヶ月間は、映画館などで観客から料金を受け取って上映される映画を無許諾で録音・録画することは、たとえ私的使用目的であっても複製権侵害となる（映画の盗撮の防止に関する法律 4 条）
- ② 公正な慣行に合致し、かつ報道、批評、研究その他目的上正当な範囲内で、公表された著作物を引用する場合（著作権法 32 条）
- ④ 時事的事件を報道する際に、その事件を構成し、又はその事件の過程において見られあるいは聞かれる著作物について、報道の目的上正当な範囲内において複製したり事件の報道に伴って利用する場合（著作権法 41 条）
- ⑤ コンピュータを利用するため、あるいはインターネット検索サービスや情報解析のために必要な複製や翻案などをする場合（著作権法 47 条の 3～47 条の 8）
- ⑥ 譲渡権者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物を譲渡する場合など（著作権法 26 条の 2 第 2 項）
- ⑦ 映画以外の著作物の原作品・複製物等について、これを譲り受けた際に善意無過失であった者が譲渡する場合（著作権法 113 条の 2）

### 3.7.2 著作隣接権

著作権法は、実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者について著作隣接権を定めている。

実演家は、実演家人格権（氏名表示権、同一性保持権）、録音権・録画権、放送権・有線放送権、送信可能化権、譲渡権、貸与権などを有する（著作権法 90 条の 2～95 条の 3）。

レコード製作者は、複製権、送信可能化権、譲渡権、貸与権などを有する（著作権法 96～97 条の 3）。

放送事業者は、複製権、再放送権・有線放送権、送信可能化権、テレビジョン放送の伝達権を有する（著作権法 98～100 条）。有線放送事業者もこれに準ずる（著作権法 100 条の 2～100 条の 5）。

著作隣接権についても、著作権の場合と同様に一定の場合には侵害とならない（著作権法 102 条）。

### 3.8 半導体集積回路の回路配置に関する法律

回路配置利用権者は、業として設定登録を受けている回路配置を利用する権利を専有する（半導体集積回路の回路配置に関する法律 11 条 1 項）。

ここで、回路配置の「利用」とは、①その回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為と、②その回路配置を用いて製造した半導体集積回路（その半導体集積回路を組み込んだ物品を含む）を譲渡、貸渡し、譲渡・貸渡しのための展示、あるいは輸入する行為と定義されている（同法 2 条 3 項）。

従って、登録した回路配置を用いて半導体集積回路を業として製造する行為や、登録した回路配置を用いて製造した半導体集積回路を業として譲渡・輸入などする行為は回路配置利用権の侵害となる。また、専ら登録された回路配置を模倣するために使用される物を業として生産、譲渡、輸入などする行為は回路配置利用権の侵害とみなされる（同法 23 条）。

なお、以下のような場合には回路配置利用権の効力は及ばない（同法 12 条）。

- ① 他人が創作した回路配置の利用
- ② 解析又は評価のために登録回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為
- ③ 回路配置利用権者等が登録回路配置を用いて製造した半導体集積回路（当該半導体集積回路を組み込んだ物品を含む）を譲渡した場合に、その半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為

また、他人の回路配置利用権を模倣した回路配置を用いて製造されたものであることを知らずかつ無過失で半導体集積回路の引渡しを受けた場合、その半導体集積回路を譲渡などしても、回路配置利用権を侵害しないものとみなされる（同法 24 条）。

### 3.9 種苗法

育成者権者は、品種登録を受けている品種（登録品種）及びその登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する（種苗法 20 条本文）。

ここで、品種の「利用」とは、

- ① その品種の種苗を生産し、調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為
- ② 育成者権者等が①に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかった場合、その品種の種苗を用いることにより得られる収穫物を生産し、譲渡・貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為
- ③ 育成者権者等が①②の行為について権利を行使する適当な機会がなかった場

合、その品種の加工品を生産し、譲渡・貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為と定義されている（種苗法 2 条 5 項）。

なお、新品種の育成その他の試験又は研究のためにする品種の利用などについては、育成者権の効力は及ばない（種苗法 21 条）。

### 3.10 商法・会社法

不正の目的をもって、他の商人・会社であると誤認されるおそれのある名称・商号を使用することは法律上禁止される。このような使用によって営業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合、侵害の停止・予防を請求することができる（商法 12 条、会社法 7 条・8 条）。

## 4. 侵害発見から解決までのフロー

### 4.1 侵害発見

自社の知的財産権を侵害していると考えられる物品（侵害品）を発見した場合、まずは事実関係の把握を行う。侵害に対していかなる対策をとるかは、侵害による自社の事業への影響の程度に依存する部分が多い。そこで、侵害品の種類、販売経路、販売数量だけでなく、侵害品と競合する自社商品がある場合の当該自社製品の重要度や侵害によって予想される損害についての情報も収集する。

侵害品についての情報は、侵害品を販売している店舗や流通業者に話を聞くことで収集できることが多い。また、最近ではネット上で侵害品を広告している例も多い。

### 4.2 証拠の収集

訴訟を前提として証拠収集する場合、まず自社の有する権利について確認するため、登録によって権利が発生するケース（特許権、実用新案権、意匠権、商標権など）は当該登録を管理している官庁（特許庁など）から、登録原簿の謄本や公報などを取得する。また、特許権等の出願経過に関する書類（これを慣習上「包袋」と呼んでいる）、審判事件、異議事件などの関連事件の包袋を取り寄せる。

一方、侵害行為の立証のためには、侵害品自体を入手して分析することが望ましい。その場合、入手先を立証するために購入時のレシートなどを保存しておく。侵害品が高価であるなどの理由で入手することが難しい場合には、写真やビデオ撮影によって侵害品の存在とその内容を立証することになる。

我が国の民事訴訟法上、原則として証拠能力に制限はなく、訴訟開始後に原告あるいは被告が作成した文書でも証拠能力は否定されない。自社の従業員などの報告

書でも証拠として認められる。物の成分や組成に関わる発明の場合、侵害の立証のためには侵害品の成分・組成の分析が必要となる。自社で適切な設備を有していない場合は第三者機関に分析を依頼する。自社で設備を有している場合でも、客観性を担保するために第三者機関に依頼することがある。

損害額の立証については、訴訟開始後に侵害者から提出される資料を見なければ詳細が不明なことが多いが、なるべく自社において侵害品の販売数量、価格、費用などの分析を行う。自社の類似商品がある場合には、その価格や費用などについても調査しておく。

#### 4.3 侵害者の特定

侵害品が店舗で販売されている場合には、侵害品の製造業者だけでなくその店舗自身も侵害者となる。通常の場合、店舗などの流通業者は、侵害事件に関わることを避けるために製造業者と直接交渉するように求めるので、流通業者から事情を聴くことにより製造業者の身元が判明する場合も多い。自社にて侵害者を特定できない場合、調査会社を利用することが可能である。このような依頼を引き受ける調査会社は、知的財産権の調査を本業とする場合と、企業信用調査あるいは探偵業を本業とする場合とがある。但し、海外での侵害とは異なり、実際に調査会社を利用することは少ない。

なお、インターネット上での侵害行為の場合、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に基づき、プロバイダに対して発信者情報の開示を求めることができる場合がある。

#### 4.4 権利行使の可否判断

権利行使を行う前提として弁護士の鑑定書等を取得することは必須ではないが、侵害の有無については専門的な判断が必要であるため、実務上は取得するケースが多い。

自己の権利の有効性については、登録によって発生する権利（特許権など）に関しては、その登録がある限りは法律上権利として存在しているわけであるが、実際の訴訟等では権利の有効性が争点となることが多いため、事前に有効性についても検討することが多い。但し、完全な調査・検討には時間と費用が掛かるため、簡易な調査のみ（例えば国内の文献のみの調査）を行うこともある。

通常の場合、権利者が訴訟を提起して敗訴したとしても、それ自体では被告に対して損害賠償などの責任を負うことはない。なお、訴訟において提訴者の主張した権利が事実的・法律的根拠を欠くものであるうえ、提訴者がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したような場合には、訴えの提起が違法な行為となり相手方に損害賠償をしなければなら

らないとされているが、実際に訴訟提起が違法であるとして賠償が命じられることは稀である。

なお、特許権の場合、権利者の特許権に無効理由があるとして権利者が敗訴することが少なくないが、この場合、特許権自体は存在していても、以後、その訴訟の被告に対してだけでなく、第三者に対しても権利行使することは困難となる。

訴えを提起された被告が、原告も被告の権利を侵害しているとして反訴を提起することがある。また、外国でカウンター訴訟を提起することもある。従って、権利行使の前に相手方の権利について調査することが望ましい。もしも自社も相手方の権利を侵害している場合には、交渉によってクロスライセンスをするなどの対処をすることも検討する必要がある。

#### 4.5 警告書の発送

ほとんどの知的財産権について、訴訟などの法的手段をとる前に侵害者に警告書を送ることは要求されていない。但し、権利成立前の侵害行為について補償金を請求する場合（特許法 65 条など）と、実用新案権侵害の場合（実用新案法 29 条の 2）については事前の警告が必要となる。

また、法律上は必要ないケースであっても、①侵害者が自発的に侵害行為を止める可能性があること、②侵害者の反論を事前を知ることで、訴訟提起などの際の判断材料にできる場合があること、③警告なしに訴訟提起した場合、感情的な対立が生じる恐れがあることなどの理由から、訴訟提起前に警告書を送付するのが通常である。なお、相手方が知的財産権を侵害しているとして相手方の取引先などに侵害の事実を告知した後に、実際には侵害の事実がないことが判明したときには、相手方に対する信用毀損行為（不正競争防止法 2 条 1 項 14 号）として逆に相手方から損害賠償の請求を受ける可能性があるため、警告書の送付先・内容については専門家の助言を得ることが望ましい。

警告書を作成する際には、自己の有する権利の特定とその内容、侵害者の侵害行為の特定、侵害者への要求内容を記載する。合わせて、侵害物品の販売数などの情報開示の要求や、ライセンス交渉の余地の有無、権利者の要求に応じない場合にとる予定の法的措置についても記載することが多い。

警告書を郵送する際には、配達証明付きの内容証明郵便を利用することが多いが、通常の郵便で郵送しても警告書としての法的な効力に差異はない。ただ、内容証明郵便の場合には警告書の写しが郵便局に保管されるため、もし将来において警告内容に争いが生じた場合に確実に立証できるというメリットがあるほか、警告が真剣なものであることを示すという事実上の効果がある。

なお、警告書を送付できない、あるいは送付しても実益がないと考えられるケース（侵害者を特定できない場合や、侵害者が犯罪者集団であることが明確である場

合など)については、警告なしに法的措置をとることになる。

## 4.6 侵害に対する救済手段

### 4.6.1 民事訴訟

私人間の民事上の紛争の最終的な解決手段は民事訴訟である。被告が訴訟による解決を拒んで欠席したとしても、その場合には被告敗訴の欠席判決がなされるだけであり、また、判決が確定すればその内容は国家機関によって強制されるため、民事訴訟は私人間の紛争の究極的な解決手段であるといえる。

従来、民事訴訟については時間が掛かるとのイメージが持たれていたが、最近の実務では1年～1年半程度で一審判決が出されるようになってきている。また、知的財産部の裁判官は特許などの知的財産権に詳しいことが多く、さらに訴訟では相手方が持つ文書などを強制的に提出させる手段が用意されているなどのメリットがある。

しかし、弁護士費用などが高額になるため、他の手段に比べて費用が多額となることは避けられない。また、特許権侵害訴訟については、統計上、特許権者が勝訴する確率は低い。判決に至った事件の内、特許権者が勝訴する割合は1～3割程度である。その原因は、特許発明が出願よりも前に知られていた技術（公知技術）に基づき容易に想到できるなどの理由により、特許請求の範囲の文言よりも権利範囲が狭く解釈されたり、あるいは特許が無効であると判断されるケースが多いためである。

さらに、一審判決が出たとしても、不服のある当事者は控訴をすることができるため、最終的な紛争解決までに予想外の時間を要する場合がある。

### 4.6.2 和解

我が国の民事訴訟法上、裁判所は訴訟がどの段階にあっても和解を試みることができることとされており（民事訴訟法 89 条）、実際に裁判官は和解に積極的な場合が多い。我が国の特徴として、審理と和解が明確に区別されておらず、最終的に判決を出す裁判官が和解を主導することが許されている点が挙げられる。また、和解に至る過程は交互面接方式（まず一方の当事者だけが裁判官と話をし、その後、他方の当事者だけが裁判官と話をし、ということを繰り返す方式）で進められることが多い。

和解は、当事者が互いに譲歩をして紛争をやめることを約束し合うことによって成立する（民法 695 条）。訴訟において両当事者間で和解が成立すると和解調書が作成されるが、和解調書は確定判決と同一の効力を有するため（民事訴訟法 267 条）、和解に取消理由がない限り、再度裁判所で争うことはできない。

和解による解決には、①判決を待たずに早期に解決でき、②自己に不利な判決の可能性を避けることができる、③相手方が同意したうえで和

解するため、和解で定められた義務を自発的に履行する可能性が高い、④訴訟で問題にされた権利以外についても包括的な解決を図ることが可能である、⑤訴訟のための費用が膨らむのを防ぐことができる、などのメリットがあるため、裁判官から和解協議を勧められた場合、取り敢えずこれに応じることが多い。但し、和解の見通しが無いのに安易に和解協議に応じると、最終的に和解を拒否すると裁判官に悪印象を与えて判決で不利になる危険があるとして、結局不本意な和解に応じざるを得なくなる可能性がある。また、和解をするということは、勝訴の見込がある場合には判決よりも不利益な内容に甘んじることを意味するから、なぜ和解をするのかについて株主などの第三者に対して合理的な説明をすることが難しい場合もある。

#### 4.6.3 仮処分

仮処分手続は通常の訴訟に比べて比較的短期間で決定が出ることや、裁判所に支払う手数料が低額であるなどのメリットがあるが、損害賠償の請求はできないこと、時間を要する証拠調べ手続を利用できないこと、権利者が仮処分命令を得て差止めをした後に訴訟で敗訴すると、権利者に損害賠償の支払義務が生じることがあるため、その担保として保証金を積む必要があることなどのデメリットもある。

従って、仮処分手続が適しているのは、迅速な差止めの必要があり、かつ侵害の事実が明白で立証が容易であり、後の訴訟においても侵害の結論が変わらないことが見込まれるような事案である。

#### 4.6.4 調停・仲裁

調停・仲裁は、少なくともそれらの手続によって紛争解決することについて両当事者が合意していなければならない。侵害者が海賊版製造（輸入）業者のような場合、紛争解決に向けて誠実に対応することは期待できないから、調停・仲裁手続に同意することはまずあり得ず、これらの手続を試みることの意味は乏しい。

従って、調停・仲裁の手続が適当なのは、双方に一応の信頼関係を構築することが可能な案件（例えば相手方と普段から取引があったり、あるいは誠実な対応が期待できる大企業が相手方である案件）である。特に、調停・仲裁手続においては、訴訟と異なり手続が非公開であるため、営業秘密に関する事件の場合や、当事者が紛争の存在自体を外部に知られたくない場合には利用価値が高い。また、一般に訴訟に比べて費用が比較的low額であり、要する期間も短い傾向があることもメリットである。

## 5. 侵害に対する救済手段

### 5.1 司法的救済手段



### 5.1.1 侵害事件についての民事訴訟の概要

民事訴訟は原告が裁判所に訴えを提起することによって開始される。管轄を持つ裁判所は、特許権、実用新案権、回路配置利用権、プログラムについての著作権の権利に関しては原則として東京地方裁判所と大阪地方裁判所のみである（民事訴訟法 6 条 1 項）。その他の知的財産権については、通常の管轄裁判所（被告の住所地など）の他、東京地方裁判所と大阪地方裁判所も管轄を持つ（民事訴訟法 6 条の 2）。なお、東京地方裁判所と大阪地方裁判所には知的財産事件を専門に扱う知的財産部が設置されている。

原告は、自己の請求内容とその根拠を記載した訴状を裁判所に提出し、その送達を受けた被告は、原告の請求に対する応答及び自己の主張を記載した答弁書を提出する。その後、両当事者は自己の主張を記載した準備書面を提出するとともに、技術文献などの各種の証拠を提出する。これによって争点が明らかにされ、裁判官が暫定的な心証を持つに至る。侵害の事実があると裁判官が考えた場合には、権利者が被った損害額を認定するための審理手続（これを損害論と呼ぶ。これに対して、侵害の有無についての審理手続は侵害論と呼ばれる。）に入る。一方、侵害の事実は証明されていないと裁判官が考えた場合には、損害論に入ることなく審理は終了する。

民事訴訟は、裁判所の判断である判決で終了するほか、両当事者が互いに譲歩して解決する和解によっても終了する。訴訟上の和解は確定判決と同一の効力がある（民事訴訟法 267 条）。知的財産権侵害事件では、通常 1 年から 1 年半程度で第一審が終了する。第一審の判決に不服のある当事者は高等裁判所に控訴することができる。控訴審については原則として知的財産高等裁判所が管轄を持つ（同条 3 項、知的財産高等裁判所設置法 2 条）。

### 5.1.2 差止請求

知的財産権の権利者は、自己の権利を侵害する者又はそのおそれがある者に対して、その侵害の停止又は予防を請求することができる（これを差止請求という。特許法 100 条 1 項など。ただし、著作権法 94 条の 2 などの報酬請求権の場合、これに基づいて差止請求することはできない。）。差止請求を行う際には、侵害の行為を組成した物の廃棄や侵害の行為に供した設備の除却など、侵害の予防に必要な行為も請求することができる（特許法 100 条 2 項など）。

差止請求は侵害行為の停止を求めるものであるから、侵害者の故意・過失の有無を問わない。客観的に侵害行為がなされている限り、差止請求は認められる。

### 5.1.3 損害賠償請求

侵害者が知的財産権を故意又は過失により侵害した場合、権利者は損害賠償の請

求をすることができる（民法 709 条）。

差止請求とは異なり、侵害者に故意・過失がない場合には損害賠償請求はできないが、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び育成者権については、侵害者に過失があったものと法律上推定される（特許法 103 条など）。従って、権利者は侵害者の過失を証明する必要はなく、逆に侵害者が自己の無過失を証明しなければならない（無過失の証明は非常に困難であり、ほとんど認められることはない）。

知的財産権の侵害による損害については、損害額の証明を容易にするために法律上の特別規定が設けられている。回路配置利用権以外の知的財産権の侵害については以下の 3 通りの計算方法が定められており、権利者は要件を満たす計算方法を任意に選択して請求できる（回路配置利用権については②と③のみ）。

- ① 侵害者が侵害物を譲渡していた場合、その譲渡した数量（譲渡数量）に、侵害行為がなければ権利者が販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額（権利者の実施能力に応じた額を超えない限度で）。但し、譲渡数量の全部を権利者が販売できない事情があるときは、その事情に相当する数量に応じた額は控除される
- ② 侵害者が侵害行為により利益を受けている場合、その利益の額
- ③ 実施料相当額

なお、損害賠償請求権は、被害者が損害と加害者を知ってから 3 年（最大でも侵害から 20 年）で時効によって消滅するが（民法 724 条）、損害賠償請求の時効が成立していても不当利得返還請求によって実施料相当額を請求できる場合がある（民法 703 条。時効は 10 年）。

#### 5.1.4 信用回復措置・名誉回復措置

侵害者が故意又は過失によって知的財産権を侵害したことにより、権利者の業務上の信用が害された場合、権利者は損害賠償に代えて、あるいは損害賠償とともに、業務上の信用を回復するのに必要な措置を請求することができる（特許法 106 条など。なお、回路配置利用権侵害については信用回復措置の規定はない）。

同様に、著作者人格権・実演家人格権を故意又は過失によって侵害された場合には、著作者・実演家であることを確保し、又は訂正その他著作者・実演家の名誉・声望を回復するために適当な措置を請求できる（著作権法 115 条）。

#### 5.1.5 補償金請求

特許権、回路配置利用権及び育成者権については、権利が成立する前にその発明などを利用した者に対して、権利成立後に補償金を請求することができる（特許法 65 条など）。但し、補償金を請求するためには、書面による警告をしていたか、あるいは侵害者が悪意であったことが要件とされている。

### 5.1.6 仮処分

民事裁判には、通常の民事訴訟（仮処分手続との対比で本案訴訟という）と仮処分手続がある。

本案訴訟は、一般の民事訴訟であり、民事訴訟法の適用を受ける。これに対して、仮処分手続は、本案訴訟の結論を待たずに暫定的な救済を与えるための手続であり、民事保全法の適用を受ける。仮処分手続では侵害行為の差止めを求めることはできるが、損害賠償の請求はできない。仮処分の申立てをするには、保全すべき権利と保全の必要性を疎明しなければならない（民事保全法 13 条）。疎明は即時に取り調べることでできる証拠によって行う必要がある（民事訴訟法 188 条）。

差止めの仮処分命令が出ると、暫定的とはいえ侵害行為の差止めが実現され、侵害とされた者の営業に大きな影響を与えるため、権利者に生ずる著しい損害あるいは急迫の危険を避けるために必要とするときに限り出される（民事保全法 23 条 2 項）。仮処分命令が出される場合、権利者が担保を立てることを条件とするのが通常であるため、権利者は担保金の用意を行っておく必要がある。

なお、仮処分手続でも和解を行うことは可能であり、特に仮処分命令が出されることが予想される事案では和解によって終了することも少なくない。

### 5.1.7 刑事罰

知的財産権を故意に侵害した者は、懲役・罰金などの刑事罰が課される。特許権侵害の場合、直接侵害ならば 10 年以下の懲役又は 1000 万円以下の罰金（法人ならば 3 億円以下の罰金）あるいはそれらの併科となる（特許法 196 条）。間接侵害ならば 5 年以下の懲役、500 万円以下の罰金となる（特許法 196 条の 2）。

特許権侵害などについては権利者の告訴は必要でないが、著作権侵害や回路配置利用権侵害などについては権利者の告訴がなければ検察官は公訴を提起できない（著作権法 123 条など）。告訴を行う前には捜査機関の担当者に事前相談を行うのが通常であり、その際には特許庁による判定や弁護士による鑑定書など侵害の事実を裏付ける資料を求められることがある。

特許権・実用新案権侵害が刑事事件として取り上げられることは稀であるが、著名な商標権を侵害する偽ブランド品の販売行為であるとか、著作権を侵害する海賊版の販売やインターネットを利用した違法配信行為などについては、侵害行為であることが明確であるため刑事事件として取り上げられることも珍しくない。

## 5.2 行政的救済手段

### 5.2.1 特許庁による判定

現在のところ、知的財産権に関して行政庁が行う裁判外紛争処理手続はないが、

行政庁が権利範囲について専門的判断を提供する制度として、特許権などの産業財産権について特許庁が行う判定制度がある。これは、特許権を例にとると、請求人が問題となる技術が特許発明の技術的範囲に属するか否かについて判定を求め、審判官がこれに対する専門的判断を示すものである（特許法 71 条）。判定の結果はあくまで鑑定的な効力しかなく、裁判所を拘束するものではない。

## 5.2.2 水際取締り

輸出入の際における水際取締りについては、税関が知的財産権の侵害物品の取締りを行っている。

水際取締りの対象となるのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品、および不正競争防止法 2 条 1 項 1 号から 3 号の不正競争に該当する物品である（関税法 69 条の 11 第 1 項 9、10 号など）。なお、回路配置利用権については輸入のみが取締りの対象となっている。

回路配置利用権を除き、権利者は自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合には、その貨物について税関長に対して認定手続を執るべき旨を申し立てることができる（輸入差止申立手続。関税法 69 条の 13）。なお、回路配置利用権については輸入差止申立制度は適用されないが、権利者は輸入差止情報提供をすることにより、税関の水際での取締りに協力することができる。

税関における輸入差止申立手続においては、侵害の事実を疎明するために必要な証拠の提出が求められる。なお、申立書の提出に先立ち税関の担当窓口において事前相談を行うことが推奨されており、実際、事前相談なしに申立てを行うことはまずない。

知的財産権を侵害すると思料される貨物（侵害疑義物品）が実際に輸入されてきたときには、税関長はそれが侵害物品に該当するか否かを認定するための手続（認定手続）をとる（関税法 69 条の 12）。認定手続が開始される場合、税関長は権利者・輸入者双方にその旨を通知し、両当事者には証拠の提出及び意見を述べる機会が与えられる。

認定結果は権利者・輸入者に書面で通知され、侵害物品に該当しないとの認定の場合は輸入が許可されるが、該当するとの認定の場合には、異議申立ができる期間を経過し、かつ輸入者による自発的処理がなされないならば、その貨物は税関によって没収されて廃棄される（関税法 69 条の 11 第 2 項）。

## 5.3 調停と仲裁

### 5.3.1 概要

調停・仲裁は、訴訟のような国家機関による強制的な解決ではなく、当事者が合

意して選択する裁判外紛争解決処理の一つである。

調停とは、民事上の紛争について、中立的な第三者が両当事者の間に立って、当事者が合意によって紛争解決できるように協力する手続である。第三者が非公開の場で両当事者から意見を聴き、両者の主張を折り合わせるべく努力する点に特色があるが、最終的に両当事者が合意しない限り紛争解決は実現しない。

一方、仲裁とは、民事上の紛争について、仲裁によって紛争解決するという当事者の合意に基づき、1人以上の仲裁人からなる仲裁廷が審理判断して、当事者はその判断（仲裁判断）に拘束されるという紛争解決手段である。仲裁手続をとるためには、権利者・侵害者の双方が仲裁手続によって紛争を解決することに書面によって合意（仲裁合意）しなければならない（仲裁法 13 条 2 項）。この合意がある場合、訴えが提起されても原則として却下される（仲裁法 14 条）。

仲裁判断は、一定の場合を除き確定判決と同一の効力を持つため（仲裁法 45 条）、仲裁判断がなされると原則として再度裁判などで争うことはできなくなる。また、相手方が仲裁判断に基づく義務の履行を怠った場合、裁判所の執行決定を得て強制執行を行うことができる（仲裁法 46 条）。

### 5.3.2 日本知的財産仲裁センターによる調停・仲裁

日本知的財産仲裁センターでは、知的財産に関する調停・仲裁を行っている。

調停では、弁護士・弁理士各 1 名による調停人が当事者間の紛争解決に協力し、和解の成立に向けて努力を行う。仲裁では、弁護士及び弁理士を含む少なくとも 3 名の仲裁人によって仲裁廷を構成する。同センターの仲裁手続規則では、審理期日は 3 回以内、仲裁判断は第 1 回期日から 6 ヶ月以内に終了することを目標として定めている。

また、同センターは、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターによる「JP ドメイン名紛争処理方針」に基づき、JP ドメイン名の登録に関して登録者と第三者（申立人）との間の紛争処理も行っている。

### 5.3.3 日本商事仲裁協会による調停・仲裁

一般社団法人日本商事仲裁協会は、知的財産権に関する紛争を含む商取引上の紛争について調停・仲裁を行っている。

同協会の調停の規則には 2 種類があり、国内商事紛争を対象とする商事調停規則と、主に国際商事紛争を対象とする国際商事調停規則がある。仲裁には、申立ての請求金額が 2 千万円以下の場合に原則として適用される簡易手続による仲裁と、通常の仲裁とがあるが、前者の場合、仲裁廷が成立した日から原則として 3 ヶ月以内に仲裁判断を行うこととされている。

#### 5.3.4 裁判所による調停

裁判所が行う民事調停は、民事調停法に基づいて簡易裁判所又は地方裁判所が行うものである。調停主任（裁判官または民事調停官）と民間人である民事調停委員からなる調停委員会が両当事者から話を聴いて、両当事者の合意による紛争の解決に向けて努力を行う。調停が成立すれば、合意の内容を記載した調停調書が作成される。調停調書は訴訟での和解と同様の効力を持つ（民事調停法 16 条）。なお、知的財産権侵害事件では訴訟の途中で調停に付されることがあり、この場合には知的財産専門調停の制度が利用され、調停主任裁判官は知的財産部の裁判官、調停委員は知的財産事件に詳しい弁護士及び弁理士により構成される。

#### 5.4 プロバイダによる送信防止措置

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）は、他人の権利が不当に侵害されている場合において一定の要件を満たすときに、権利侵害している情報の送信を防止してもプロバイダは損害賠償を負わない旨を定めている。これを受けて、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会は、著作権侵害・商標権侵害などの場合について、権利者からの申出に基づいて権利侵害をしている情報の送信防止措置を講じる際のガイドラインを定めている。

インターネット上での権利侵害の場合には、このガイドラインに基づいて申出を行うことにより迅速に送信の停止（情報の削除）などの措置を取ることができる場合がある。具体的な手続などについてはプロバイダ毎に異なるため、プロバイダの担当窓口に事前相談を行うことが必要である。

## 6. その他関係団体

### 6.1 社団法人発明協会（Japan Institute of Invention and Innovation）

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番14号 発明会館ビル

電話：（ワンストップサービス）03-3502-5440

Website：<http://www.jiii.or.jp/>

### 6.2 社団法人日本国際知的財産保護協会（International Association for the Protection of Intellectual Property of Japan）

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル4階

電話：03-3591-5301

Website：<http://www.aippi.or.jp/>

6.3 独立行政法人工業所有権情報・研修館 (National Center for Industrial Property Information and Training)

住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号 特許庁庁舎2階

電話：03-3501-5765

Website：<http://www.inpit.go.jp/>

(特許電子図書館)

Website：<http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>

6.4 財団法人ソフトウェア情報センター (Software Information Center)

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門5丁目1番4号 東都ビル4階

電話：03-3437-3071

Website：<http://www.softic.or.jp/>

(プログラム著作物の登録関係)

Website：<http://www.softic.or.jp/touroku/index.html>

(回路配置利用権の登録関係)

Website：<http://www.softic.or.jp/ic/ic-layout/index.html>

6.5 財団法人日本関税協会知的財産情報センター (Customs Intellectual Property Information Center)

住所：〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3丁目11番地11号コミネビル3階

電話：03-5614-8251

Website：<http://www.kanzei.or.jp/cipic/>

6.6 社団法人著作権情報センター (Copyright Research and Information Center)

住所：〒163-1411 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号 東京オペラシティタワー11階

電話：03-5353-6921

Website：<http://www.cric.or.jp/>

(著作権相談室：著作権テレホンガイド)

電話：03-5353-6922

6.7 一般社団法人日本音楽著作権協会 (Japanese Society for Rights of Authors, Composers and Publishers)

住所：〒151-8540 東京都渋谷区上原3丁目6番12号

電話：03-3481-2121

Website：<http://www.jasrac.or.jp/>

- 6.8 社団法人日本デザイン保護協会 (Japan Design Protection Association)  
住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目19番5号 虎ノ門1丁目森ビル  
電話：03-3591-3030  
Website：<http://www.jdpa.or.jp/>  
(研究センター)  
電話：03-3591-3031
- 6.9 一般社団法人日本商事仲裁協会 (The Japan Commercial Arbitration Association)  
(東京事務所)  
住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目17番地 廣瀬ビル3階  
電話：(仲裁部・調停部) 03-5280-5161  
Website：<http://www.jcaa.or.jp/>
- 6.10 弁護士知財ネット  
住所：〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3丁目7番16号 (株) 民事法研究会内  
電話：03-5798-7277  
Website：<http://www.iplaw-net.com/index.html>
- 6.11 プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会  
Website：<http://www.isplaw.jp/>

以 上